

～平成30年7月豪雨により被災された皆様へ～

この度の平成30年7月豪雨により、被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨で被災された皆様とご家族の一刻も早い生活の再建を支援するため、農業者年金の保険料等の取扱いについてお知らせします。

農業者年金の保険料の取扱いについて

○ 保険料の振替停止

① 今後、保険料の引き落としを希望されない被保険者の方は、保険料の振替日（毎月23日。23日が休日の場合は翌営業日）の前の営業日までに、JAに保険料振替停止申込書を提出していただければ、口座振替の停止が可能です。（詳しくはJAにご相談下さい。）

ただし、保険料は未納の扱いとなります。なお、保険料の徴収は、納付期限の翌日から起算して2年を経過した時に時効により保険料の納付ができなくなりますのでご注意ください。

政策支援加入の方は、特例付加年金の受給要件である20年以上の納付済期間等を満たさなくならないようご注意願います。

※ 引き落としを再開するには、再度、JAに対して口座振替依頼手続きが必要です。

② また、未納の扱いとなった保険料については、JAに保険料請求猶予申出書を提出していただければ、翌月から、未納保険料の請求を停止します。

○ 通常加入保険料の額の変更

通常加入されている方は、保険料額変更届出書を変更する月の15日までにJAに提出していただければ、翌月から、変更後の保険料額で振替します。

保険料は最低の月額2万円まで減額できます。

その他の対応について

○ 現況届の取扱い

被災されたことにより、提出期限までに現況届の提出が困難な受給権者の方については、現況届が未提出であることをもって、直ちに年金の支払いを差し止めることはありません。

○ 各種届出書等の取扱い

各種届出書等の取扱いについては、被保険者の方、受給権者の方、業務受託機関の状況により弾力的に対応します。

○ 被災した処分対象農地等の取扱い

これから経営移譲する方は、経営移譲をしようとする基準日前及び基準日後に係わらず、農地等が被災し、現在は一時的に利用していない状況でも、将来耕作が可能となるのであれば、当該被災農地等も処分対象農地となり、被災した当該農地も含めて経営移譲を行うことにより経営移譲年金が受給できます。

さらに、特定農業用施設又は一般農業生産施設が被災し、修復が困難な場合は、全て一般農業生産施設としてお取扱いします。

○ 認定農業者の認定期間の延長

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村から認定を受けた認定農業者で政策支援加入している方のうち、平成30年6月28日以降に認定期間の満了を迎える方は、平成30年11月30日まで認定期間が延長されます。

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

TEL 03-3502-3946 (保険料関係)

TEL 03-3502-3945 (現況届・経営移譲関係)

※ 一般的な相談は、TEL 03-3502-3199(専門相談員)でもお受けしております。